

平成21年10月13日 社会保障審議会・少子化対策特別部会 説明概要

すべての子育て家庭に対する支援

～「児童館のあり方研究」を通して見えてきたこと～

(財)児童健全育成推進財団 鈴木一光

1. 子どもの健全育成とは（教育は贈与か対価交換《契約》か）

福祉 (生存権・発達権) 網羅性	組織的、計画的な活動であって 安定した生活を営めるように環境設定をして 人格発達を支援することを目的とする
教育 (発達権) 参加の自由	組織的、計画的な活動であって 科学的概念の獲得を中心として 人格発達を指導することを目的とする

2. 放課後児童クラブと児童館の関係（放課後児童クラブの固有課題）

- (1) 昭和41年、文部省「留守家庭児童会補助事業要綱」による児童会育成事業を開始
- (2) 昭和46年、同省「留守家庭児童会補助事業」を打ち切り「校庭解故事業」に統合
- (3) 昭和51年、厚生省「都市児童健全育成事業実施要綱」による「児童育成クラブ」設置
- (4) 平成3年、同省「都市児童健全育成事業実施要綱」は廃止され「放課後児童対策事業実施要綱」による放課後児童対策事業に引き継がれる
- (5) 平成9年、「放課後児童健全育成事業」を法制化

《放課後児童クラブは、どこで実施する場合もガイドラインを順守することがよい》

3. 現行法令による児童館の機能

- (1) 遊びを通しての子ども育成機能（生存の確保、最大の発達） _____ 【法律】
- (2) 成長発達を促す遊びにより子どもの自主性・社会性・創造性の育成 _____ 【省令】
- (3) 遊びを通しての子どもの集団的、及び個別的指導 _____ 【通知】
母親クラブ、子ども会などの地域組織活動の育成助長、及びその指導者の養成
その他、地域の児童健全育成にとって必要な活動（※児童館運営委員会の設置）

4. 児童館の今日的機能と役割

(1) すべての子ども育成機能＝児童館の基本機能

- ① 遊びを通じた援助機能（児童生活文化を通じての人格発達支援）
- ② 子どもの生活安定の援助機能（放課後児童クラブなど安心・安全な居場所）
 - i 地域の状況を調べること
 - ii 児童を指導・観察・見守ること
 - iii 記録をとること
 - iv 家庭との連絡をとること

(2) 子育て家庭支援機能（ディサービス、相談、情報提供サービス、コーディネート）

- ①多機能性⇒遊びを通したあらゆるプログラムが展開できる
- ②子育て支援に適した設備・空間⇒幼児・学童を意識した施設・設備で安心・安全
- ③親の参画が容易な柔らかい施設⇒地域に開かれた利用施設として敷居が低い

(3) 地域活動（社会参加活動）促進機能

地域に開かれた施設として拠点性があり、子育て家庭支援団体・組織の協働の場となる集会室を常設している。また、地域コーディネーター役の児童厚生員（館長）がおり、福祉の担い手としての子どもから地域へのプログラムも提供できる。

- ①地域組織化（地域の諸団体・組織と協働、新たに育成、福祉コミュニティ作り）
- ②福祉組織化（福祉機関との連携、協調、他の諸施設と連携し地域のネットワーク）

5. 遊びの何が健全育成に役立つか（ハーロック『児童の発達心理学』）

子どもの遊びは、子どもの生活そのものであり、遊びの中に子どもを成長・発達させる重要な要素がある。その多くは他の方法（教授→学習）では得られないものである。

- (1) 身体的価値—活発な遊びは、子どもの筋肉を正しく発達させ身体の各部を鍛える。
- (2) 治療的価値—遊びは子どもの鬱積したエネルギーを社会的容認下で除くカタルシス
- (3) 教育的価値—読書や映画は楽しみと知識を広げる。運動遊びは競技の仕方が身に付く。
- (4) 社会的価値—人間関係がもたらす問題への解決。仲間はルール違反や失敗を許さない。
- (5) 道徳的価値—公平で、誠実で、自己抑制する良い奴。勝っておごらず負けて悪びれず。

6. 遊びへの大人（援助者）の関わり方

- (1) 大人は子どもの自発性や自己達成感を阻害しないこと。教授者でないことを認識。
- (2) 大人の参与は子どもの観察学習の対象として、観て真似したい気持ちを起こさせる。
- (3) 大人に子どもが課題解決のために援助を求めた時は、解決の手がかりを提供する。
- (4) 大人は一時的なプレイリーダー。大人の援助なし出来る方向を目指す。いつ抜けるか。
- (5) 大人は遊びの外にいて、自然災害・安全管理や、子どもの生活上の課題を援助する。
- (6) 大人は遊びの中における子ども同士の感情・気分・雰囲気や技量の差などに目配せして、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助する。

7. 児童館の子育て家庭支援活動

(1) 乳幼児とその保護者を対象にしたプログラム

- ①乳児クラブ→マタニティヨガ教室、乳幼児親子と出会い・ふれあい・相談の場
- ②幼児クラブ→一緒に遊ぼう、子育て悩み相談、公園出張サービス、中高生ボランティア
- ③中高生と赤ちゃんのふれあい→小さな命が育ちゆく先が中高生を通して見える
- ④児童虐待防止の推進→発生予防（健全育成）、早期発見と防止のネットワーク
- ⑤発達障害児等の居場所→多様な友人との交流、反射的利益としてのリハビリ効果

(2)小学生を対象にしたプログラム

- ①放課後児童クラブ→健全育成と家庭の代替、地域児童とふれ合える児童館のクラブ
- ②自然体験→山の自然、親子川遊び、釣り入門、雪と遊ぶ、ボランティアの協力
- ③文化財活用→優良文化財（文学・漫画・演劇・映画・テレビ・音楽等）の抽象理解
- ④子ども料理教室→生きるには努力がいること、社会分業システムの理解、食文化
- ⑤安全、安心な居場所→子どもの駆け込み寺、子どもの視点で安全通学路マップ作り

(3)中・高校生を対象としたプログラム

- ①中高生の居場所→バンド、ダンス、スポーツ、造形、ダベリング、イベント作り
- ②町づくり→引きこもり、ニート対策として、子どもによる巨大お店やさんごっこ
- ③中高生と赤ちゃんのふれあい→小さな命を育むことの喜びを実感、ペットではない
- ④性（生）教育→愛情に基づく性的充足と子どもの養育が家庭の基本機能
- ⑤学習支援→科学的・芸術的活動をクラブ形式で支援、宿題の応援なども

(4)地域コミュニティの中でのプログラム

- ①地域交流活動→乳幼児の親の自由な交流の場、居場所、リズム・体操遊び、紙芝居
- ②児童館喫茶→子連れで喫茶、気ままに相談、子どもの幸せ、親の幸せを世に啓発
- ③親同士の交流→子どもを通じた親同士のサロン、行事協力委員や児童館運営委員へ
- ⑤世代間交流→地域住民の協力で「囲碁教室」「読聞かせ」「昔遊び」「お泊まり会」

8. 児童館の再生への提言

(1)当面の緊急施策

- ①地域における子育て支援の拠点としての児童館の機能を明確にした、国の「児童館ガイドライン（児童館職員の専門性）」を作成する。
 - ②現在児童館で進められている児童（乳幼児）・保護者を対象とした活動を、「地域子育て支援拠点事業」として位置づける。
 - ③次世代育成支援対策における市町村行動計画の策定に当たって、児童館の設置促進の方針を示すとともに、「放課後子どもプラン（学童保育と子ども教室）」の遂行において児童館を積極的に活用できるように指導する。
- (2)児童館の発展を図るために、児童福祉法第40条（児童厚生施設）を、今後果たすべき児童館の機能を適切に表現したものに改正する。

9. 国の児童館支援策について

- (1)全ての自治体にセンター機能を備えた児童館の設置—1821市町村設置率60%(平成18年)
- (2)各市町村に1名のスーパーバイザーの配置
—児童ソーシャルワーカー的な専門職の確保。「福祉は人なり」。
- (3)児童館の多様な活動を積極的に支援するための助成の充実

児童館の概念

目標

⑤だんの ②らしの ①あわせ

目的

子どもの発達課題
 0歳～愛する→根拠ない愛
 3歳～社会的参照→生活習慣
 学童～遊び・学び→仲間と共助
 思春期～考える→分かち合う

子どもの福祉増進
 最善の利益
 最大の発達

時代のトレンド
 (応援ﾌﾟﾗ重点事業)
 ☆赤ちゃんと思春期児童
 ☆親子ふれ合いの場充実
 ☆高齢者・地域組織交流

機能

遊び＝援助
 感動の質量で人格変容
 ①自由な活動
 ②非日常的活動
 ③完結性と限定性
 ④固有の規則
 ⑤没利害
 ⑥不確定な活動(カイヨワ)

子どもの生活・発達の課題
 (環境調整し人格発達支援)
 ①身体健康増進を ②心の健康増進を //
 ③知的適応能力を高める ④社会的適応能力を //
 ⑤情操の陶冶
—健全育成—

**親と共に
児童厚生員(感化力)**
 専門職として明確な位置づけ
 ①人格(自己理解)
 ②技術(ソーシャルワーカー)
 ③外見(対話能力)
 ☆成績評価がない

実態・背景

豊かさ、利便さ
 ★遊べない社会環境
 ★対人関係能力未熟
 ★環境ホルモン等
 ★情報シャワー

少子化→親密性の欠如
虐待→情緒障害
青少年の諸問題
 ★引きこもり
 ★ニート
 ★パラサイト・シングル

親の多忙
 ★愛情不足
 ★大人モデル不足
 ★生産重視・知識偏重
 ★自尊感情の欠如

【資格別必修科目一覧表】（現任者研修体系科目）

科 目	所定時間	児童厚生 二級指導員		児童厚生 一級指導員	児童厚生一級 特別指導員	児童健全 育成指導士
		◎	○			
I 児童館・放課後児童クラブの目的を理解する群						
健全育成論	120分以上	◎				
児童館・児童クラブ論	120分以上	◎				
II 児童の発達および指導の基本を理解する群						
安全指導・安全管理	90分以上	◎				
児童の発達理論	120分以上	◎				
健全育成相談の理論と実際	120分以上					◎
現代社会と児童	120分以上					◎
III 児童館・放課後児童クラブの活動展開を援助する群						
児童福祉援助技術総論	120分以上	◎				
個別援助活動	180分以上	◎				
集団援助活動	180分以上	◎				
地域福祉活動	180分以上	◎				
地域福祉演習・実習	適宜			◎		
IV 児童の指導技術を修得する群						
ゲーム・運動あそび	90分以上	◎	○			
表現活動	90分以上	◎				
救急法	90分以上	◎				
V 児童健全育成を総合的に理解する群						
運営・管理	90分以上					◎
レポートⅠ	自己研修			◎		
レポートⅡ	自己研修					◎
事例研究Ⅰ	適宜			◎		
事例研究Ⅱ	適宜					◎
特別講義	適宜			◎	◎	◎
認定試験	任意課題			◎		
実践報告	適宜				◎	
実践論文	任意課題					◎
必修科目・課題数		12	5	2	7	

【注】◎印は必修科目、○印は選択必修科目（いずれか1科目を再履修）

『児童厚生員研修体系と認定児童厚生員資格制度』（児童健全育成推進財団）より